

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|--|-----------------------------------|-------------------------|
| <p>二五番二地先まで</p> | <p>比企郡小川町大字伊勢根 字高橋四三番一地从り</p> | <p>区 間</p> |
| <p>一七・〇〇〃三五・五五</p> | <p>一七・〇〇〃一八・六〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>四〇・〇〇</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>道路改築工事 平成二十三年十一月二十 二日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第三 十四号で変更した道路予 定区域の変更である。</p> | | <p>備 考</p> |